

# 会 議 録

## 1 会議名

令和7年度第7回板倉区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

○自主的な審議（公開）

・部会について

① これまでのまとめ

② 新年度のテーマ選定

○報告事項（公開）

・「板倉保養センター」の料金改定について

・地域独自の予算事業の一覧について

○その他（公開）

## 3 開催日時

令和8年2月24日（火）午後6時00分から午後7時15分まで

## 4 開催場所

板倉コミュニティプラザ 3階 市民活動室

## 5 傍聴人の数

1人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）

・委員：小林会長、植木副会長、秋山委員、新井委員、小川委員、釜田委員、小林委員、清水委員、庄山委員、中澤委員、深石委員、藤原委員、山本委員

・事務局：板倉区総合事務所 宮下所長、小林次長、名倉次長、高橋建設グループ長、佐藤産業グループ長、長谷川市民生活・福祉グループ長、丸山教育・文化グループ長、千葉地域振興班長、宮崎主事

## 8 発言の内容（要旨）

### 【小林会長】

- ・挨拶

### 【小林会長】

- ・条例第8条2項の規定により、半数以上の委員の出席を確認。会議の成立を報告。
- ・会議録の確認を小川委員に依頼。

では、3自主的な審議「部会について」、事務局から説明願います。

### 【小林次長】

前回の地域協議会で部会を見直すことが決まった。また、地域協議会で約1年かけて進めてきたフォーラム、ワークショップ、地区まち交流会を総括して話し合っていた。小林会長からは、貴重なデータをどう共有していくかという問題提起があり、これまでの部会で取り組んできたテーマは3月を目途に区切りをつけること、ワークショップで提案された6つの柱からテーマを決め、4月以降に新たな部会で話し合っていくことが提案された。本日はこのことについて話し合いを進めたい。

まず、これまでの部会のまとめを行う。各部会は、審議の方向性を見出したものもあれば、まだ結論に至っていないものもあると考えている。たとえ途中であっても、できたこととできなかったことを切り分け、必要があれば次の部会に引き継ぎ、つなげたいと思う。

これから部会ごとに、できたこと、できなかったこと、やりたかったこと、また、新年度のテーマにつなげたい内容もあれば併せて話し合っていたいただきたい。次回の協議会で、代表者から部会の総括を3分程度で発表していただく。

(地域防災部会、地域振興部会、健康福祉部会に分かれて話し合い)

### 【小林次長】

続いて、新年度のテーマ選定を行う。事前に事務局で、取り組みたいテーマの第一、第二希望を各委員から聞き取り、表にまとめた。

### 【小林会長】

調査の結果を踏まえると、希望人数が多かった「①地域産業の活性化」と「③移住促進と住居整備」を板倉区地域協議会の自主的審議事項のテーマとしたらどうかと思うが、皆さんの意見はどうか。

**【清水委員】**

今、ジビエ料理が非常に盛んなので、「①地域産業の活性化」にこれも入れてほしいというのが私の希望。移住促進は避けて通れない部分なので、テーマとして一番に挙げる必要があると思う。

**【新井委員】**

柱の、それぞれ短期、中期、長期の取組みを説明してほしい。

**【小林次長】**

- ・別紙1のとおり説明（委員には事前配布済み）

**【秋山委員】**

先日、上越南農泊推進協議会の取組発表会があったが、例えば廃校になった校舎の利活用など、似たような取組みをされていたかと思う。それとの整合性は考えなくてよいのか。

**【小林次長】**

地域協議会は、地域住民が地域をいかに活性化するかを話し合う場だと捉えている。地域活性化の方策を話し合い、実行していただければと思う。秋山委員が言われるとおり、それが広域的に実施されるものであれば、重心が板倉区にあっても、広域的に取り組んでいる団体と連携することも方法の一つだと考える。切り分ける必要はないし、一緒にやらなければならないというわけでもないという見解である。

**【中澤委員】**

地域協議会チームのテーマであった「③移住促進と住居整備」は、地域協議会で取り組むには難易度が高いテーマだと思う。移住というと、移住者の懐具合や移住後の生活まで勘案しなければならず、住宅の改修費用や仕事はどうするのかといった問題もあり難しいと思う。地域協議会では高い壁のテーマに挑むよりも、秋山委員が言われた農泊や交流人口をどう増やすかといった、板倉の良さを知ってもらう

周知活動から取り組むのが現実的だと思う。いかに情報発信をして、移住希望の方々に目を向けてもらうかを先にやった方がいいのではないかと。

**【庄山委員】**

これらの取組の中心となる組織として、「板倉まちづくり振興会」を挙げていることが多い。振興会にこれだけの量の仕事ができるか心配である。

**【藤原委員】**

「③移住促進と住居整備」だが、私の地域では、これまで5世帯の移住者がいたが残っているのは3世帯で、そのうち周りとのコミュニケーションが取れて集団で活動しているのは1世帯。住居整備より大事なものは、地域のコミュニティにどう溶け込んでいけるかという方策を考えることが優先だと思う。居住できる建物があるからといって移住できるわけではないので、「③移住促進と住居整備」は地域協議会のテーマとしては、ずれているように感じる。

**【小林会長】**

柱（テーマ）は6つあるが、単独のテーマにこだわらず組み合わせ、板倉区の活性化について検討していけばいいのではないかと、皆さんの意見を聞いて思った。例えば、「③移住促進と住居整備」、「⑤互助活動の促進と地域コミュニティ強化」、「⑥情報発信と外部との連携強化」あたりをセットにして、交流人口を増やすにはどうしたらよいかというテーマでもいいと思う。皆さんの希望は①か③がほとんどであったが、複数を合わせた中でテーマを新たに決め、それに沿って進めていったほうがいいのではないかと。

先ほど庄山委員から、本当にまちづくり振興会ができるのかという点も指摘されたが、このワークショップでは、例えば上越南商工会やJA、社会福祉協議会、ボランティア団体など、関係する団体が参加している中で作業を進めてきた。そうした団体と連携しつつ体制をつくり、実現に向けて取り組めるようにしていくことが我々の目指す方向性である。ワークショップの中で、板倉区は縦の軸が強く横のつながりが弱いということも分かったので、この点も含めて新たなグループで十分検討していただきたい。それでは、テーマは①と②、③と⑤と⑥あたりを一緒にし、

2つ程度のグループに分けて検討していただくということでよいか。

(異議なし)

人員の割振りについては、人数調整が必要であるため、事務局と会長、副会長に一任いただけるか。

(異議なし)

次回の地域協議会でグループを発表し、その中で部会長を決めていただく。また、4月以降にどう検討していくかを話し合える時間を設けたい。

【小林会長】

次に4報告事項に移る。最初に「板倉保養センターの料金改定について」、事務局から説明願います。

【佐藤産業グループ長】

・資料2に基づき説明

【中澤委員】

やすらぎ荘(板倉保養センター)で、素泊まり1万円(夕食は食堂で1品選べる)というプランがあるのだが、現行額の宿泊費5,670円と、指定管理者のネクストリゾート上越株式会社が決めた企画プランの1万円というのは、どういう基準で決まっていくのかプロセスがよく分からないので教えてほしい。

【佐藤産業グループ長】

今のお話にあった5,670円は、現行の条例では利用料金の上限額である宿泊料金の最大金額である。資料1の備考欄にも記載のとおり「飲食料金等は除く」と明記されている。飲食料金については、指定管理者の裁量に基づき、別途金額を設定するので、今ほど説明のあったプランについては、飲食料金を合わせた料金設定になるかと思う。

【中澤委員】

答えが質問の趣旨と違う。説明した1万円の企画プランを市で承知しているかと聞いている。

【佐藤産業グループ長】

プランの「実施」については、承知している。

【中澤委員】

その1万円というのは素泊まりなわけで、それと5,670円との整合性はあるのか。誰がどういう判断で決めているのかを聞いている。

【佐藤産業グループ長】

利用料金の上限額については、市が条例で定めているが、飲食料金を含むサービス料金等の設定については、指定管理者が判断して決めている。

【中澤委員】

私が心配しているのは、資料1のように宿泊料金（利用料金）をはっきりと定めているにも関わらず、指定管理者の判断で、上限の範囲内で値段を決められるのであれば、資料1の表は何の意味もないのではないかということ。誰が確認しているのかを知りたい。

【佐藤産業グループ長】

プランや企画内容については、指定管理者から年度当初に年間の事業計画書という形で市へ提出されているため、プランを実施することに関しては承知している。飲食料金等を含むサービス料金の設定内容については、詳細までは市に報告されていないため、今一度確認したい。

【中澤委員】

ぜひお願いしたい。というのは、私の所属する板倉まちづくり振興会は、同じく市の指定管理者として、行政の指導を受けながらきちんと受託しているにも関わらず、他施設の指定管理者は市のチェックなしで、自分勝手に料金を変更しているのであれば、ガバナンスが効いていないと批判されてもやむを得ない。勝手に料金を変えていることが事実なのであれば、運営上非常に問題である。

【佐藤産業グループ長】

確認させてもらい、改めて回答させていただく。

【小林会長】

ネクストリゾート上越株式会社は、やすらぎ荘のほかに、市内3施設を指定管理

しているが、そのような施設と比べてどうか。独自の宣伝や集客のための取組も行っているのか。決定権はネクストリゾート上越株式会社の社長にあると思うが、そのような情報提供の流れはどのようになるのか。

**【佐藤産業グループ長】**

ネクストリゾート上越株式会社が開催する「経営会議」の場面に市職員が参加したり、ネクストリゾート上越株式会社自身から情報提供をいただいたりしている。市からも必要に応じて、直接アドバイスや指導を行っている。

**【釜田委員】**

利用料金の「上限額」というのは、どのような基準で決められたのか。あわせてどのように市はチェックをしているのか教えてほしい。

**【佐藤産業グループ長】**

このたびの「利用料金」の上限額は、昨年12月市議会定例会において可決された条例の改正案として上程されたものである。資料1に記載された上限額内で、指定管理者が料金を設定できるというもの。したがって、指定管理者は、条例に定められた上限額を超えない範囲の中で利用料金を設定するにあたり、事前に市へ申請し、市が内容を審査した後、承認してもらう手続きが必要となる。市からの承認も得ずに指定管理者が独断で現行額を引き上げられるわけではない。例えば、資料1の中にある入館料（大浴場）の大人料金について、条例上の上限額は900円であるが、指定管理者からは、現行額650円に対して、4月1日からは700円に設定したいという申請があり、市では問題ないと判断し、承認した。

**【釜田委員】**

宿泊の大人料金の上限額が15,000円なのに、指定管理者がこのたび設定した利用料金は8,800円となっている。しかもその金額には飲食料金等のサービス料金が含まれていない。「上限額」の意味が分からない。なぜここまで「上限額」を高く設定する必要があるのか。

**【名倉次長】**

この上限額は、民間施設と比較したうえで、やすらぎ荘の立地条件やお風呂の条

件などを勘案し、年末年始などの繁忙期でもこの金額までなら十分に客が取れるという見込みで設定したもの。平日だけではなく、ゴールデンウィークや年末年始のような時期も考慮して設定した料金である。

【釜田委員】

繁忙期は料金を上げてもいいということなのか。

【名倉次長】

実際、資料1にあるとおり、ゴールデンウィークや年末年始は、8,800円ではなく1万円とし、上限額に近い金額に設定している。

【釜田委員】

飲食代を含めずに1万円ということか。

【名倉次長】

そうである。やすらぎ荘は市外からの宿泊客が多いが、来館者アンケートでは、非常に静かで立地条件が良い、お風呂が良い、朝食や夕食が非常においしいという評判をいただいております、十分この料金で来ていただける施設だと感じている。

【釜田委員】

平日と繁忙期の料金の差がすごく大きい。

【名倉次長】

民間施設でも平日と土日で料金に差があり、民間施設のレベルに合わせた設定になっている。

【佐藤産業グループ長】

昨年、条例案を諮問した際にも説明済みであるが、このたびの条例案の改正については、昨今の物価上昇等の社会的背景を鑑み、指定管理者側の方から市へ料金に関する条例改正の要望が寄せられたことも、改正理由の一因である。やすらぎ荘の指定管理者であるネクストリゾート上越株式会社だけでなく、市の観光施設や温浴施設等を指定管理している、その他の事業者からも同様の意見が寄せられた。

【釜田委員】

利用料金の上限額を超えなければ、指定管理者側の方で料金を決められるのか。

**【佐藤産業グループ長】**

資料1の「設定利用料金」は、指定管理者が料金設定の申請を市へ行い、市が内容を精査した上で、承認した金額となっている。

**【小林会長】**

この料金改正については、既に条例が可決し、決定されているわけだが、説明資料の数字だけで判断することは難しいので、今後、このような案件があった際は、項目ごとにどのようなプロセスでこの内容になったのかが分かる資料を提供してもらいたい。

**【植木副会長】**

やすらぎ荘のプランについて、今ほどインターネットで調べたところ、往復の送迎ありで、2食（夕食と朝食）が付いて、1泊1万円。この企画は3月1日までであり、現行条例の料金範囲内を超えているので矛盾している。指定管理者からは正確に広告宣伝してもらわないと、真面目にやっている者が損をする。市でよく確認してほしい。

会長の言われるとおり、どのようなプロセスを経て決定された利用料金なのか、情報が少ないと思う。

**【佐藤産業グループ長】**

やすらぎ荘がこのたび企画した宿泊プランの額1万円については、条例上における利用料金の上限額である「5,670円」プラス、残りの差額分である「4,330円」の中に、飲食料金を含むサービス料金が含まれているものである。条例の上限額の範囲内に収まって料金設定していることから、このプランについて、市では問題ないと考えている。

**【小林会長】**

次に、「令和8年度地域独自の予算事業の一覧について」、事務局から説明願います。

**【千葉地域振興班長】**

- ・資料2に基づき説明

【小林会長】

報告案件であるので、特に意見がなければ次に移る。

その他、事務局から何かあるか。

【宮下所長】

3月定例会に向けた小菅市長の記者会見の内容が新聞報道されているが、来年度、市長が公約に掲げていた子どもセンターを「多世代交流プレイス」と名称を変えて実施することになった。13区に開設するという公約だったが、人口規模などを考え、来年度は柿崎区と板倉区で事業を開始する計画である。

この事業は、子どもの遊び場や子育て支援、さらに子どもから高齢者まで幅広い世代が集う施設を開設するもので、場所は新たに整備するのではなく、現在使われていない、もしくは空いている公共施設のスペースを活用して運営するもの。柿崎区については、現在使われていない「かきざき福祉センター」を利用する予定である。板倉区では詳細はまだ決まっていないが、いたくら保育園の園児数の減少に伴って空くスペースや、当総合事務所3階のコミュニティプラザなどを活用して運営を開始する予定。運営の開始時期は令和8年10月を目途にしている。

3月議会で議論が進むことにより、活発な意見が出るかと思うが、予算が決定した後、4月の地域協議会で詳細を説明する予定。

【小林次長】

「地域協議会だより」は、これまで全戸配布を行っていたが、地域政策課では町内会の配布業務を縮減し、SNSの活用を積極的に進めたいということから、全戸配布から班回覧へ、また、用紙についても色上質紙から再生紙への変更が可能かという照会が地域協議会にあった。事前に会長、副会長と協議したところ、この取組自体を否定するものではなく、変更は差し支えないという回答を得たことを報告させていただく。

【小林会長】

以上で予定した議題を全て終了する。

【植木副会長】

- ・閉会の挨拶

【小林次長】

これで、第7回板倉区地域協議会を終了する。

9 問合せ先

板倉区総合事務所 総務・地域振興グループ

TEL：0255-78-2141（内線123）

MAIL：[itakura-ku@city.joetsu.lg.jp](mailto:itakura-ku@city.joetsu.lg.jp)

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。